

那 霸 市 公 報

<p>第 1 4 8 5 号 毎月 2 回 1, 1 5 日発行 発 行 所 那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号 那 霸 市 総 務 部 総 務 課</p>

目 次

規 則

那霸市民荣誉賞表彰規則の一部を改正する規則（秘書広報課）…………… 587

那霸市立幼稚園保育料の減免に関する規則（こども政策課）…………… 589

告 示

市道路線の区域変更に関する告示（道路管理室）…………… 597

公 告

指定管理者の指定申請について（商工振興課）…………… 600

上下水道局告示

那霸市排水設備指定工事店の異動について…………… 602

教育委員会規則

那霸市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則…………… 603

那霸市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則…………… 605

那霸市立幼稚園の臨時教育職員の身分取扱いに関する規則…………… 607

幼稚園教諭の採用のための選考に関する規則を廃止する規則…………… 609

那霸市教育委員会職員駐車土地使用規則の一部を改正する規則…………… 610

那霸市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則…………… 612

規 則

那霸市規則第38号

平成20年7月25日

公 布 済

那霸市民栄誉賞表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市民栄誉賞表彰規則の一部を改正する規則

那覇市民栄誉賞表彰規則(平成11年那覇市規則第32号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第6条～第7条 [略]</p>	<p>(国際親善栄誉賞)</p> <p>第6条 本市の国際親善及び国際交流に 多大な功績をあげた個人については、 那覇市国際親善栄誉賞(以下「国際親善 栄誉賞」という。)を贈ることができる。</p> <p>2 市長は、前項に規定する条件に該当す る者が死亡したときは、同項の国際親善 栄誉賞を追贈することができる。</p> <p>3 国際親善栄誉賞の被表彰者は、前条第 2項の規定にかかわらず、那覇市国際親 善栄誉賞名簿に登録する。</p> <p>第7条～第8条 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前 の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後 部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に 改める。</p> <p>3 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及び これらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。</p>	

付 則

この規則は、公布の日から施行し、平成20年3月1日から適用する。

那霸市規則第39号

平成20年 8 月 1 日

那霸市立幼稚園保育料の減免に関する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市立幼稚園保育料の減免に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市立幼稚園保育料等条例(昭和47年那覇市条例第61号。以下「条例」という。)第4条の規定による保育料の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(減免の額)

第2条 条例第4条第2号の規定に該当することにより市長が保育料を減免することができる額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯又は市町村民税所得割(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、地方税法附則第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。)が非課税である世帯の場合 別表第1のとおり
 - (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により里親に委託されている園児の場合 別表第1のとおり
 - (3) 市長が特に減免の必要があると認める場合 全部又は一部
- 2 前項第1号又は第2号に該当し、小学校1年生又は2年生の兄又は姉を有している場合は、同項第1号及び第2号の規定にかかわらず、別表第1による世帯全体の総減免額と別表第2による世帯全体の総減免額とを比較し、総減免額がより多い方の別表を適用する。

(減免の申請)

第3条 保育料の減免を受けようとする保護者は、保育料減免申請書(第1号様式。以下「減免申請書」という。)に必要事項を記入し、当該年度の市町村民税課税証明書及び住民票を添付し、那覇市立幼稚園の園長(以下「園長」という。)を経由して市長に提出しなければならない。ただし、生活保護法の規定による保護を受けている世帯にあつては那覇市福祉事務所長の発行する生活保護証明書を、里親に委託されている園児にあつては当該里親が養育する園児に係る児童相談所長の証明書を添付して市町村民税課税証明書に代えるものとする。

- 2 園長は、前項の規定により保護者から提出された減免申請書及び添付書類を受

け付けたときは、保育料減免対象園児名簿(第2号様式)を作成し、これを市長に提出するものとする。

(減免の決定)

第4条 市長は、前条の減免申請書を受理したときは、その内容を審査し、保育料の減免の可否の決定を行い、その旨を園長及び保護者に通知するものとする。

(減免の廃止及び変更)

第5条 保育料の減免を受けている保護者は、当該減免を受けるに至った事情に変更を生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があった場合において、必要があると認めるときは、保育料の減免の廃止又は変更を決定し、速やかに園長及び当該保護者に通知するものとする。

(減免措置完了報告)

第6条 園長は、市長が保育料を減免したときは、保護者から保育料の減免確認書(第3号様式)を2通提出させなければならない。

2 園長は、保育料減免に関する措置が全て完了したときは、幼稚園保育料減免措置完了報告書(第4号様式)に前項の保育料の減免確認書1通を添付し、市長に提出するものとする。

(減免の取消し)

第7条 市長は、保護者が虚偽の申請その他不正な手段によって保育料の減免を受けたものと認める場合は、直ちに当該減免を取り消し、減免前の額と減免後の額との差額を追徴するものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

別表第1(第2条関係)

減免限度額(年額)		
1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児(第3子以降)
20,000円	38,000円	62,400円

備考

- 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、それぞれの所得割課税額を合算する。
- 2 途中入園等の場合の減免額は、次の算式により算出した額とする。
減免限度額×保育料の支払月数÷12(100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)
- 3 実際の支払額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
- 4 同一世帯に保育所(児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。以下同じ。)又は認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第1項又は第2項の認定を受けた施設及び同条第3項の規定による公示がされた施設をいう。以下同じ。)を利用している兄又は姉が1人又は2人以上いる場合、幼稚園に通っている園児を「第2子」又は「第3子以降」として適用する。

別表第2(第2条関係)

減免限度額(年額)	
小学校1年生又は2年生の兄又は姉を1 人有しており、就園している場合の最 年長者 (第2子)	小学校1年生又は2年生の兄又は姉を1 人有しており、同一世帯から2人以上 就園している場合の左以外の園児及 び小学校1年生又は小学校2年生に兄 又は姉を2人以上有している園児 (第3子以降)
26,000円	32,000円

備考

- 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、それぞれの所得割課税額を合算する。
- 2 途中入園等の場合の減免額は、次の算式により算出した額とする。
減免限度額×保育料の支払月数÷12(100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)
- 3 実際の支払額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
- 4 同一世帯に保育所又は認定こども園を利用している兄又は姉がいる場合、幼稚園に通っている園児を「第3子以降」として適用する。
- 5 小学校1年生又は2年生の就学年齢と同一年齢である兄又は姉を有する園児に対しても対象とする。ただし、小学校1年生又は2年生として就学している場合であっても、当該就学年齢を超えて就学している兄又は姉を有している園児については、対象外とする。

第1号様式(第3条関係)

保育料減免申請書

年 月 日

園児の氏名(ふりがな)		男・女 年 月 日生 満 歳 月		該当する項目に○を記入してください。 1 同じ幼稚園に在園している兄弟/姉妹が (有・無) 他の幼稚園に在園の場合(幼稚園) 2 小学校1・2年生の兄・姉が、(有・無) 3 公立保育所・認可保育所の兄・姉が、 (有・無)		
入園の年月日:		年 月 日				
園児の属する世帯の状況(4月1日現在)						
氏名	生年月日 (満年齢)	性 別	続 柄	小学校名又は保育 所等名及び学年を 記入してください	市町村民税課税額	
					均 等 割 額	所 得 割 額
	年 月 日生 (歳)					
	年 月 日生 (歳)					
	年 月 日生 (歳)					
	年 月 日生 (歳)					
	年 月 日生 (歳)					
	年 月 日生 (歳)					
	年 月 日生 (歳)					
園児の保護者 の住所・氏名	現住所				氏名	印
<p style="text-align: center;">世帯状況・市町村民税課税額調査及び確認同意書</p> <p>私は、保育料減免申請に際し、貴職が上記園児の属する世帯の状況及び市町村民税課税額を調査・確認することについて同意します。</p> <p>世帯代表者 (保護者)氏名 印</p>						
<p>上記の者は、当幼稚園に在園する園児であることを証明します。</p> <p style="text-align: right;">幼稚園長 印</p> <p>那 覇 市 長 様 年 月 日</p>						

- 備考 1 「園児の属する世帯の状況」欄には、園児と生計を共にする者について全員記入すること(単身赴任者及び同居祖父母等も記入すること。)
- 2 保育料減免申請書を提出される際は、当該年度の市町村民税課税証明書及び住民票を添付してください。
- ※ 生活保護受給世帯は、那覇市福祉事務所長の発行する生活保護証明書及び住民票を添付して下さい。
 - ※ 里親に委託されている園児は、当該里親が養育する園児に係る児童相談所長の発行する証明書及び住民票を添付してください。

第2号様式(第3条関係)

保育料減免対象園児名簿

(幼稚園)

番号	園児氏名	園児個人 コード	保護者氏名	階 層 区 分	就園人員 区 分	減免額

第3号様式(第6条関係)

保育料の減免確認書

保護者氏名

印

園児 〃 に係る保育料等について、
を受けたことを確認します。

円の減免

年 月 日

幼稚園長

様

第4号様式(第6条関係)

第 号
年 月 日

那 覇 市 長 様

那覇市立 幼稚園
園長 印

幼稚園保育料減免措置完了報告書

みだしのことについて、下記のとおり完了したので、保育料の減免確認書を添えて報告します。

記

減免額	人数	計	備考
計			

告 示

那覇市告示第 6 4 号

平成 2 0 年 7 月 1 5 日

掲 示 済

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域変更をする。

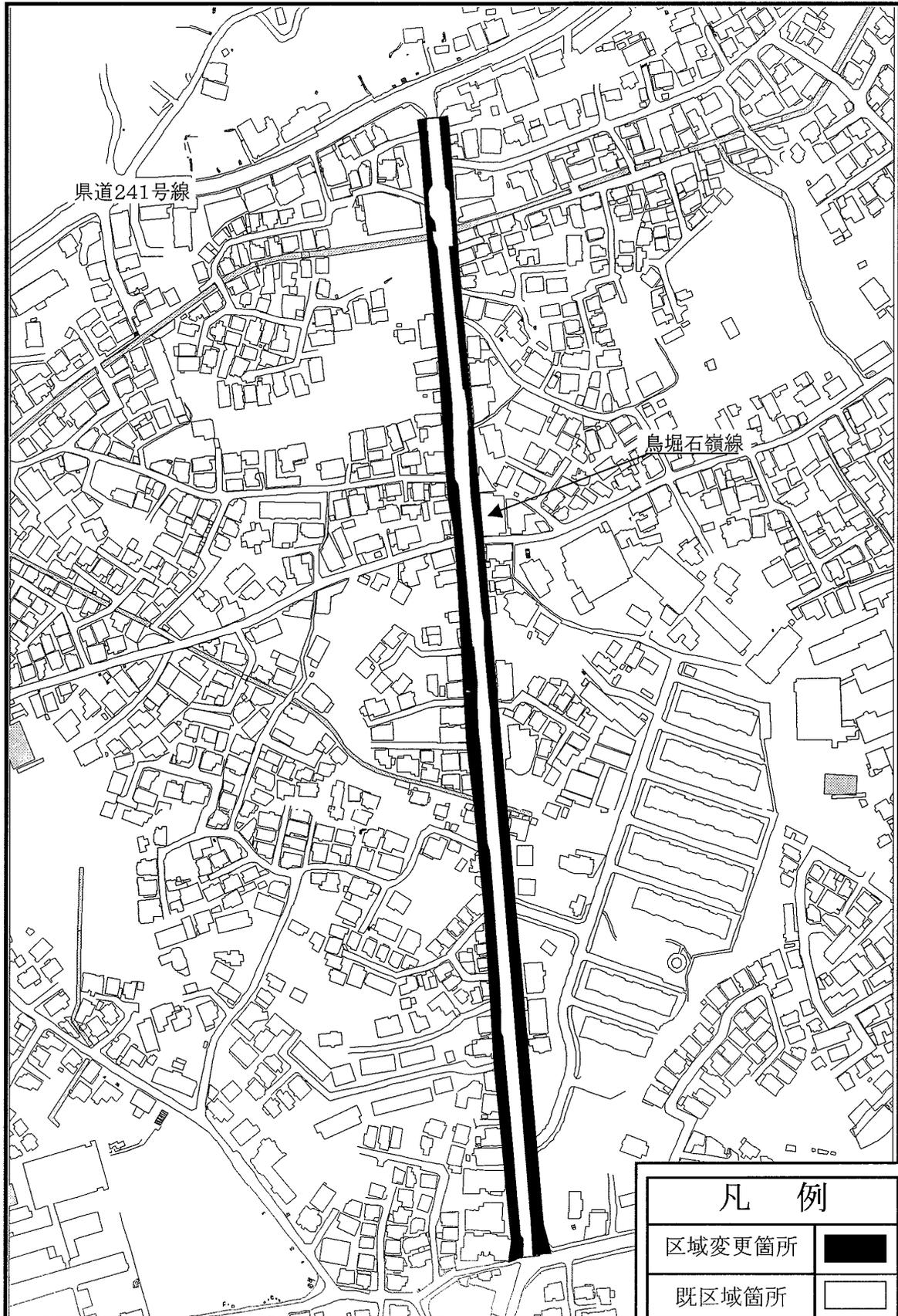
その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部都市施設管理センター道路管理室において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

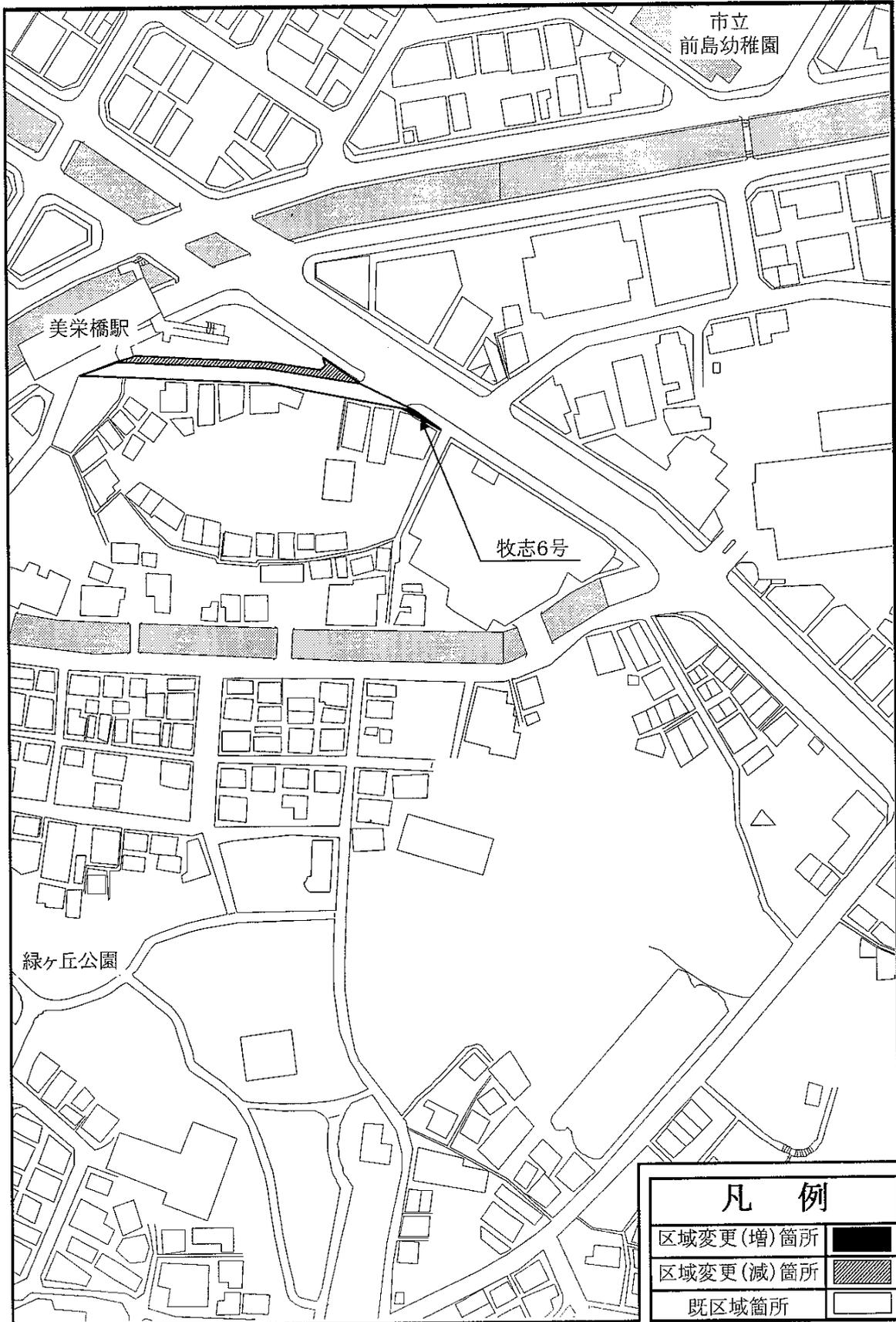
区域変更する路線

整理 番号	路線名	新 旧	区 間	延長m	幅員m	備考
65	鳥堀石嶺線	新	首里石嶺町 3 丁目 221 - 1 首里石嶺町 3 丁目 1 - 1	711	25.0	
		旧	首里石嶺町 3 丁目 221 - 1 首里石嶺町 3 丁目 1 - 1	711	6.0~ 14.5	
596	牧志 6 号	新	牧志 1 丁目 951 番 7 牧志 1 丁目 951 番 5	98.8	4.6~ 29.4	
		旧	牧志 1 丁目 951 番 7 牧志 1 丁目 951 番 5	98.8	7.8~ 32.0	

市道路線の区域変更位置図(参考図)



市道路線の区域変更位置図(参考図)



公 告

那覇市公告第 5 2 号
平成 2 0 年 8 月 1 日

指定管理者の指定申請について

平成 2 1 年 4 月 1 日からの那覇市 I T 創造館の管理を行う市内に登記上の本店を有する法人又は法人で構成する共同企業体を、次のとおり募集いたします。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 名称及び位置

名 称 那覇市 I T 創造館
所在地 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 6 号

2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市 I T 創造館条例第 2 0 条に定めるもののほか、詳細については那覇市 I T 創造館指定管理者募集要項及び業務仕様書のとおり。

3 指定予定期間

平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日 (3 年)

4 指定申請の方法

(1) 指定申請書、募集要項の配布及び提出場所

〒 9 0 0 - 0 0 0 4

那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 新都心銘苅庁舎 2 階

商工振興課 企業立地推進グループ

T E L 0 9 8 - 9 5 1 - 3 2 1 2

F A X 0 9 8 - 9 5 1 - 3 2 1 3

(2) 提出書類

那覇市 I T 創造館指定管理者指定申請書

定款又は寄附行為 (法人以外の団体にあつては、これに相当する書類)

法人にあつては、法人の登記事項に係る証明書

役員の名簿及び履歴書

組織及び運営に関する事項を記載した書類

指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における期末の財産目録及び
収支決算書

指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書

指定管理者の指定の予定期間に属する各年度の那覇市 I T 創造館の管理に
係る事業計画書及び収支予算書

納税証明書

- ア 法人の場合は、直近3ヵ年の市税の完納証明書。設立1年未満の場合は、代表者の直近3ヵ年の市税の完納証明書。
- イ 法人で構成する共同企業体の場合は、共同企業体全構成員の直近3ヵ年の市税の完納証明書。
- その他市長が必要と認める書類

(3) 指定申請書及び募集要項の配布期間

平成20年8月4日(月)から9月5日(金)まで
午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

(4) 申請書類の受付期間

平成20年8月25日(月)から9月5日(金)まで
午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

(5) 提出方法

指定管理者指定申請書のほか、必要書類にデータを入力したCD等電子媒体を添えて持参してください。
(郵送、FAXによる提出はできません。)

5 問い合わせ先

〒900-0004

那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階

商工振興課 企業立地推進グループ

TEL 098-951-3212

FAX 098-951-3213

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 1 6 号
平成 2 0 年 7 月 2 2 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松 本 親

指定(登録)番号	第 2 0 1 号
指定工事店名	那覇市管工事協同組合
営業所所在地	那覇市寄宮 3 丁目 1 7 番 2 2 号
代表者名	中村 達
指定の有効期間	平成 1 8 年 4 月 1 日 平成 2 3 年 3 月 3 1 日
異動年月日	平成 1 9 年 5 月 3 0 日
異動事由	代表者の変更

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第 7 号
平成 2 0 年 3 月 1 9 日
公 布 済

那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 西 原 篤 一

那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則(平成19年那覇市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条第1項の規定に基づき、那覇市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の一部を教育長に委任し、若しくは臨時に代理させ、又は専決させることについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(16) [略]</p> <p>(専決)</p> <p>第5条 教育長又は教育長が指定する職員は、第2条に規定するもののうち、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>2 教育長は、前項の規定により次に掲げる事項を専決したときは、これを次の会議に報告しなければならない。</p> <p>(1) 前項第2号に規定するもののうち、採用及び免職に係るもの。</p> <p>(2) 前項第3号に規定するもののうち、任免(臨時職員及び非常勤職員の任免に係るものを除く。)に係るもの。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>別に定めるもののほか</u>、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第26条第1項の規定に基づき、那覇市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の一部を教育長に委任し、若しくは臨時に代理させ、又は専決させることについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1)～(16) [略]</p> <p>(17) <u>法第27条の規定による点検及び評価に関すること。</u></p> <p>(専決)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>議会の議決に付すべき工事又は製造の請負に係る契約の事案について意見を申し出ること。</u></p> <p>(3)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1) 前項第3号に規定するもののうち、採用及び免職に係るもの。</p> <p>(2) 前項第4号に規定するもののうち、任免(臨時職員及び非常勤職員の任免に係るものを除く。)に係るもの。</p>

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。

付 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

那覇市教育委員会規則第8号
平成20年3月19日
公 布 済

那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 西原 篤 一

那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成18年那覇市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(委任)</p> <p>第2条 教育委員会は、次の各号に掲げる事務を当該各号に定める者に委任するものとする。</p> <p>(1) 学齢児童及び生徒の転学に関する事務の一部 市民文化部長</p> <p>(2) [略]</p> <p>(補助執行)</p> <p>第3条 教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条に基づく教育委員会の職務権限のうち、別表第1及び別表第2に掲げる幼稚園に関する事務を市長の補助機関たる助役その他の職員に補助執行させるものとする。</p> <p>2~4 [略]</p> <p>別表第1(第3条関係)</p> <p style="padding-left: 2em;">会議に付議する事務</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(1)~(9) [略]</p> </div> <p>備考 [略]</p> <p>別表第2(第3条関係)</p> <p style="padding-left: 2em;">会議に付議する事務以外の事務</p> <p>[表 略]</p>	<p>(委任)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1) 学齢児童及び学齢生徒の転学に関する事務の一部 市民文化部長</p> <p>(2) [略]</p> <p>(補助執行)</p> <p>第3条 教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第23条に基づく教育委員会の職務権限のうち、別表第1及び別表第2に掲げる幼稚園に関する事務を市長の補助機関たる副市長その他の職員に補助執行させるものとする。</p> <p>2~4 [略]</p> <p>別表第1(第3条関係)</p> <p style="padding-left: 2em;">会議に付議する事務</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(1)~(9) [略]</p> <p>(10) <u>法第27条の規定による幼稚園に関する点検及び評価に関すること。</u></p> <p>(11) <u>前各号に定めるもののほか、重要又は異例に属すると認められる事項</u></p> </div> <p>備考 [略]</p> <p>別表第2(第3条関係)</p> <p style="padding-left: 2em;">専決させる事務</p> <p>[表 略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改</p>	

める。

付 則
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

那霸市教育委員会規則第9号
平成20年3月19日
公 布 済

那霸市立幼稚園の臨時教育職員の身分取扱いに関する規則をここに公布する。

那霸市教育委員会
委員長 西 原 篤 一

那覇市立幼稚園の臨時教育職員の身分取扱いに関する規則

臨時教育職員に関する規則(昭和47年那覇市教育委員会規則第21号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第5項及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用する那覇市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)の教諭(以下「臨時教育職員」という。)の任用、給与、勤務時間その他の身分取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(任用候補者名簿)

第2条 那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成18年那覇市教育委員会規則第4号)第3条の規定により幼稚園の人事に関する事務の補助執行を行う課長(以下「担当課長」という。)は、臨時教育職員の確保を図るため臨時教育職員任用候補者名簿を作成するものとする。

- 2 前項に規定する臨時教育職員任用候補者名簿には、臨時教育職員への任用を希望する者で、原則として60歳未満のものを登載するものとする。
- 3 前項の登載は、申込みの受付順に行うものとする。

(任用手続)

第3条 幼稚園の園長は、臨時教育職員を任用しようとするときは、任用予定日の10日前までに臨時教育職員任用申請書を担当課長に提出しなければならない。

- 2 担当課長は、臨時教育職員として任用しようとする者に、必要に応じ教育委員会の指定する医師の診断書を提出させるものとする。
- 3 臨時教育職員の任用は、臨時職員任用通知書を交付して行う。

(任用の制限)

第4条 臨時教育職員としての通算する在職期間(臨時教育職員以外の臨時職員として教育委員会に任用された期間を含む。以下同じ。)が1年に達する者でその達する日の属する任用が終了した日から1年を経過しないものは、再び臨時教育職員となることができない。

- 2 前項に規定する臨時教育職員としての在職期間には、退職した日から再び臨時教育職員となるまでの期間が1年以上経過している場合におけるその退職以前の在職期間は含まないものとする。

(準用規定等)

第5条 臨時教育職員の任用の基準、解雇、勤務時間等、年次有給休暇、年次有給休暇以外の休暇及び職務専念義務の免除については、那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則(昭和60年那覇市規則第26号。以下次項において「那覇市規則」という。)第2条、第7条及び第14条から第18条までの規定を準用する。この場合において、同規則第17条中「那覇市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則(昭和49年那覇市規則第37号)」とあるのは「那覇市教育委員会職員の職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和49年那覇市教育委員会規則第5号)」と、「臨時職員」とあるのは「臨時教育職員」と、「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

- 2 臨時職員の給与については、那覇市規則第8条から第13条までに定めるところによる。この場合において、「臨時職員」とあるのは「臨時教育職員」と、「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えて適用されるものとする。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、臨時教育職員について必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

那覇市教育委員会規則第10号
平成20年3月19日
公 布 済

幼稚園教諭の採用のための選考に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 西 原 篤 一

幼稚園教諭の採用のための選考に関する規則を廃止する規則

幼稚園教諭の採用のための選考に関する規則(昭和48年那覇市教育委員会規則第4号)は、廃止する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市教育委員会規則第11号
平成20年3月19日
公 布 済

那覇市教育委員会職員駐車土地使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 西 原 篤 一

那覇市教育委員会職員駐車土地使用規則の一部を改正する規則

那覇市教育委員会職員駐車土地使用規則(平成11年那覇市教育委員会規則第13号)の一部を次のとおり改正する。

改正前	改正後														
<p>(駐車土地)</p> <p>第2条 条例第3条の3に規定する土地は、次表に定める施設のうち、当該施設の用途又は目的を妨げないとして、管理責任者が指定する場所とする。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%;"> <tr> <th style="text-align: center;">職員駐車土地使用施設</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小禄学校給食センター 真和志学校給食センター</td> </tr> </table> <p>(使用料の額)</p> <p>第4条 使用料の額は、次表に定める額とする。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職員駐車土地使用施設</th> <th style="text-align: center;">使用料 月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">小禄学校給食センター 真和志学校給食センター</td> <td style="text-align: center;">職員の乗用車 2,000円 職員のオートバイ 500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">臨時職員及び非常勤職員の乗用車 1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	職員駐車土地使用施設	小禄学校給食センター 真和志学校給食センター	職員駐車土地使用施設	使用料 月額	小禄学校給食センター 真和志学校給食センター	職員の乗用車 2,000円 職員のオートバイ 500円		臨時職員及び非常勤職員の乗用車 1,000円	<p>(駐車土地)</p> <p>第2条 条例第3条の3の規則で定める土地は、本市の公有財産のうち、その用途又は目的を妨げないとして、当該財産の管理責任者(那覇市公有財産規則(平成3年那覇市規則第11号)第5条の各部の長をいう。)が指定する場所とする。</p> <p>(使用料の額)</p> <p>第4条 条例第3条の3の規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる車両の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める額とする。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">車両の区分</th> <th style="text-align: center;">使用料(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">自動車</td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">オートバイ</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 自動車とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号の自動車(二輪車を除く。)をいう。</p> <p>2 オートバイとは、道路交通法第2条第1項第9号の自動車のうち二輪車及び同項第10号の原動機付自転車をいう。</p>	車両の区分	使用料(月額)	自動車	5,000円	オートバイ	1,000円
職員駐車土地使用施設															
小禄学校給食センター 真和志学校給食センター															
職員駐車土地使用施設	使用料 月額														
小禄学校給食センター 真和志学校給食センター	職員の乗用車 2,000円 職員のオートバイ 500円														
	臨時職員及び非常勤職員の乗用車 1,000円														
車両の区分	使用料(月額)														
自動車	5,000円														
オートバイ	1,000円														
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)の表示に対応する改正後の欄中に当該表の表示がない場合は、当該改正表を削る。</p> <p>4 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がある場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線に改める。</p>															

付 則
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

那覇市教育委員会規則第12号
平成20年3月19日
公 布 済

那覇市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 西 原 篤 一

那覇市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則

那覇市立幼稚園管理運営規則(昭和61年那覇市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>教育基本法(平成18年法律第120号)の精神に則り、幼稚園教育を民主的かつ能率的に推進することを目的として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第33条第1項の規定に基づき那覇市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)の管理運営に関し基本的な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(学級の編制)</p> <p>第3条 幼稚園の学級は、園長が編制し、<u>教育長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(障害児学級)</p> <p>第4条 幼稚園には、<u>心身に故障のある者で、障害児学級において、保育を行うことが適当と認められる者のために障害児学級を置くことができる。</u></p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>障害児学級</u>に関し必要な事項は別に定める。</p>	<p>目次</p> <p><u>第1章 総則(第1条—第5条)</u></p> <p><u>第2章 休業日及び教育課程(第6条・第7条)</u></p> <p><u>第3章 入園及び退園等(第8条—第16条)</u></p> <p><u>第4章 預かり保育(第17条—第27条)</u></p> <p><u>第5章 入園料、保育料、預かり保育料(第28条)</u></p> <p><u>第6章 職員及び職務(第29条・第30条)</u></p> <p><u>第7章 雑則(第31条—第34条)</u></p> <p>付則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第33条第1項の規定に基づき那覇市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)の管理運営に関し基本的な事項を定めるものとする。</p> <p>(学級の編制)</p> <p>第3条 幼稚園の学級は、園長が編制し、<u>教育委員会の承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(特別支援学級)</p> <p>第4条 幼稚園には、<u>学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条に規定する教育を行うために特別支援学級を置くことができる。</u></p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>特別支援学級</u>に関し必要な事項は別に定める。</p>

(園児の募集)

第5条 教育長は、園児の募集に関し、必要な事項を毎年告示するものとする。

(教育課程の編成)

第7条 幼稚園の教育課程は、教育基本法の趣旨に基づき、幼稚園教育要領を基準に編成する。

2 [略]

(転入園及び再入園)

第9条 園長は、次の各号の一に該当する者のうちから転入園又は再入園を許可する。

(1) 那覇市立幼稚園から転入を願った者

(2) [略]

(除籍)

第14条 園長は、次の各号の一に該当するとき、園児を除籍することができる。

(1)～(4) [略]

(園児の異動報告)

第15条 園長は、園児の入園(再入園及び転入園を含む。)、休園、退園及び除籍等があった場合は、園児異動報告書(第6号様式)により、速やかに教育長に報告しなければならない。

(預かり保育の実施園及び定員)

第22条 預かり保育の実施園及び定員は、教育長が別に定める。

(預かり保育異動等報告)

第26条 園長は、通年利用の預かり保育の利用、休止、取りやめ、取消し等があった場合は、預かり保育(通年利用)異動報告書(第12号様式)により、速やかに教育長に報告しなければならない。

2 園長は、一時利用の預かり保育の利用があった場合は、預かり保育(一時利用)

(園児の募集)

第5条 教育委員会は、園児の募集に関し、必要な事項を毎年告示するものとする。

(教育課程の編成)

第7条 幼稚園の教育課程は、幼稚園教育要領(平成10年文部省告示第174号)を基準に編成する。

2 [略]

(転入園及び再入園)

第9条 園長は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから転入園又は再入園を許可する。

(1) 他の幼稚園から転入園を願った者

(2) [略]

(除籍)

第14条 園長は、次の各号のいずれかに該当するとき、園児を除籍することができる。

(1)～(4) [略]

(園児の異動報告)

第15条 園長は、園児の入園(転入園及び再入園を含む。)、休園、退園及び除籍等があった場合は、園児異動報告書(第6号様式)により、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(預かり保育の実施園及び定員)

第22条 預かり保育の実施園及び定員は、教育委員会が別に定める。

(預かり保育異動等報告)

第26条 園長は、通年利用の預かり保育の利用、休止、取りやめ及び取消しがあった場合は、預かり保育(通年利用)異動報告書(第12号様式)により、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

2 園長は、一時利用の預かり保育の利用があった場合は、預かり保育(一時利用)

名簿(第13号様式)により、速やかに教育長に報告しなければならない。

(預かり保育教育活動計画)

第27条 [略]

2 園長は、翌学年度において実施する預かり保育の教育活動計画を、預かり保育教育活動計画書により、毎年3月末日までに教育長に届け出なければならない。

(入園料等)

第28条 入園料、保育料、預かり保育料は、那覇市立幼稚園保育料等条例(昭和47年那覇市条例第61号)の規定に基づき徴収する。

(職員)

第29条 幼稚園に園長、教頭、教諭を置く。ただし、特別の事情のあるときは、教頭を置かないことができる。

2 園長は、小学校長をもって兼任させることができる。

3 [略]

(遠足等の実施)

第32条 園長は、園児の遠足等を実施しようとするときは、遠足等実施届出書(第14号様式)により実施3日前までに教育長に届け出なければならない。

(規則の施行)

第34条 この規則の施行に関し、必要な事項は、教育長が定める。

第6号様式(第15条関係)

園児異動報告書

[略]

那覇市教育委員会教育長 様

[略]

第12号様式(第26条関係)

預かり保育(通年利用)異動報告書

[略]

那覇市教育委員会教育長 様

名簿(第13号様式)により、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(預かり保育教育活動計画)

第27条 [略]

2 園長は、翌学年度において実施する預かり保育の教育活動計画を、預かり保育教育活動計画書により、毎年3月末日までに教育委員会に届け出なければならない。

(入園料等)

第28条 入園料、保育料及び預かり保育料は、那覇市立幼稚園保育料等条例(昭和47年那覇市条例第61号)の規定に基づき徴収する。

(職員)

第29条 幼稚園に園長、教頭及び教諭を置く。ただし、特別の事情のあるときは、教頭を置かないことができる。

2 園長は、那覇市立小学校の校長をもって兼任させることができる。

3 [略]

(遠足等の実施)

第32条 園長は、園児の遠足等を実施しようとするときは、遠足等実施届出書(第14号様式)により実施3日前までに教育委員会に届け出なければならない。

(規則の施行)

第34条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

第6号様式(第15条関係)

園児異動報告書

[略]

那覇市教育委員会 様

[略]

第12号様式(第26条関係)

預かり保育(通年利用)異動報告書

[略]

那覇市教育委員会 様

<p>[略]</p> <p>[表 略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">保護者氏名</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児の氏名変更 ・ 保護者の変更 ・ 住所の変更 など </td> </tr> </table> <p>第13号様式(第26条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">預かり保育(一時利用)名簿</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">那覇市教育委員会教育長 様</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>第14号様式(第32条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">那覇市教育委員会教育長 様</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">遠足実施届出書</td> </tr> </table>	保護者氏名	[略]	[略]		その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児の氏名変更 ・ 保護者の変更 ・ 住所の変更 など 	預かり保育(一時利用)名簿	[略]	那覇市教育委員会教育長 様	[略]	[略]	那覇市教育委員会教育長 様	[略]	遠足実施届出書	<p>[略]</p> <p>[表 略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">保護者氏名</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table> <p>第13号様式(第26条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">預かり保育(一時利用)名簿</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">那覇市教育委員会 様</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>第14号様式(第32条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">那覇市教育委員会 様</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">遠足実施届出書</td> </tr> </table>	保護者氏名	[略]	[略]		預かり保育(一時利用)名簿	[略]	那覇市教育委員会 様	[略]	[略]	那覇市教育委員会 様	[略]	遠足実施届出書
保護者氏名	[略]																										
[略]																											
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児の氏名変更 ・ 保護者の変更 ・ 住所の変更 など 																										
預かり保育(一時利用)名簿																											
[略]																											
那覇市教育委員会教育長 様																											
[略]																											
[略]																											
那覇市教育委員会教育長 様																											
[略]																											
遠足実施届出書																											
保護者氏名	[略]																										
[略]																											
預かり保育(一時利用)名簿																											
[略]																											
那覇市教育委員会 様																											
[略]																											
[略]																											
那覇市教育委員会 様																											
[略]																											
遠足実施届出書																											
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 4 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。 																											

付 則
この規則は、平成20年4月1日から施行する。